遠野市地域未来投資推進協議会規約(案)

(名称及び設置)

第1条 本会は、遠野市地域未来投資推進協議会(以下「協議会」という。)と称し、地域再生法(平成17年法律第24号)第12条第1項の規定に基づき設置する。

(目的)

第2条 協議会は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)に基づく岩手県の基本計画に定める遠野市内における成長ものづくり分野に関する事業活動を促進するため、産業振興を支援する関係機関・団体が連携し、産業集積に関する支援を目的とする。

(事業)

- 第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。
 - (1) 成長ものづくり分野に関する産業集積に関する関係機関・団体の連携促進事業
 - (2) 成長ものづくり分野に関する産業集積に関する調査・広報・人材育成等事業
 - (3) 成長ものづくり分野に関する事業の発掘・育成・支援
 - (4) 地域再生法第12条第7項に規定する公表に関する事業
 - (5) その他、成長ものづくり分野に関する産業集積の促進に必要な事業

(構成員)

- 第4条 協議会の組織は、次に掲げる者によって構成する。
 - (1) 读野市 (産業部商工労働課)
 - (2) 岩手県(県南広域振興局経営企画部産業振興室)
 - (3) 遠野商工会
 - (4) 株式会社岩手銀行(遠野支店)
 - (5) 株式会社東北銀行(遠野支店)
 - (6) 国立大学法人岩手大学(三陸復興·地域創生推進機構)
 - (7) 前各号に掲げる者のほか、協議会の会議(以下「会議」という。)の同意を得た上で、会長が認める者

(総会)

- 第5条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集し、会長がその議長となり、次の事項を審議する。
 - (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
 - (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
 - (3) 役員の選任及び解任
 - (4) その他協議会の運営に関する重要な事項
- 2 総会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員)

- 第6条 協議会に次の役員を置く。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 監事 1名

- 2 役員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 任期途中で選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第7条 会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求め、その 意見を求めることができる。

(事務局)

- 第8条 協議会の事務局は、遠野市産業部商工労働課に置く。
- 2 事務局は、協議会の事務及び経理を掌る。
- 3 会長は、事務局の中から事務局長を指名することができる。
- 4 事務局の運営に関し必要な事項は別に定める。

(事業)

第9条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする (解散)

第10条 協議会は、第2条に掲げる目的を達成したとき、又は構成員の過半数の議決により解散する。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は、令和2年1月16日から施行する。
- 2 協議会の設立当初の事業年度は、第9条の規定にかかわらず、設立の日から令和2年 3月31日までとする。